（参考資料）

北陸農政局土地改良技術事務所災害応急用ポンプ設備の運搬等に関する協定

協定の概要

１．内容と目的

本協定は、北陸農政局管内又は管外において大規模な災害等が発生した場合に、被災箇所等へのポンプ設備の運搬、被災箇所等における据付・試運転・運転管理及び被災箇所等からの撤去・運搬を行うため、運搬作業等の際に必要な車両の確保、車両の運転要員の確保及びポンプ等据付・運転要員の確保を行うもので、災害応急対策を迅速かつ適切に実施することを目的としています。

２．災害応急対策の対象

本協定は北陸農政局からの指示に基づく、管内を中心に管外を含む、干ばつ・洪水等による農業水利施設（国営造成施設に限らない）や農地の被災を対象としています。

３．協定締結者の選定と契約

協定締結者は公募により選定します。

協定締結者の連絡体制や人員・車両の確保等から点数付けした協定締結者リストにより、災害発生時には点数の上位の者から連絡し、対応可能な者と随意契約を行います。

農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）等の「役務の提供等」で契約します。費用は見積を徴取して支払います。

４．作業内容等

災害応急用ポンプの運転管理は原則として要請者・被災関係者の方で行ってもらいます。よって、作業内容は被災箇所等へのポンプ設備の運搬、被災箇所等における据付・試運転、被災箇所等における運転管理及び被災箇所等での撤去・運搬です。

災害応急用ポンプ、可搬式発電機、付属品、車両は北陸農政局土地改良技術事務所格納庫（金沢市新保本１丁目 451 番地 1）に保管しているものを使用します。

災害箇所には職員も同行します。また、可搬式発電機の設置・運用に係る保安規程の届出及び主任技術者選任の届出は、事業者である北陸農政局が行います。

５．協定の期間

農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）等の期間が令和 07・08・09 年度のため、今回の協定は令和１０年３月３１日までとし、今後も３年ごとに公募して協定締結者リストを作ります。

６．公募のスケジュール

本協定に係る公募は１月から３月まで行い、資格審査を経て４月１日締結に係る通知を行う予定です。

７．競争参加資格申請時の加点

本協定は災害協定であるため、競争参加資格申請において協定締結で１点、協定に基づく管内における過去３年以内の災害活動実績がある場合は１点が加算されます。

格納庫外観

格納庫内部

水中ポンプ

トラック積込状況

陸上ポンプ設置状況

水中ポンプ設置状況